

安定供給維持費に係るkW単価の値下げ変更に伴う 電気需給約款の改定に関するお知らせ

<電気料金に係る変更>

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2025年4月1日付にて電気需給約款（高圧）の内容を改定し、その内容の一部を変更させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び変更時期を下記のとおりご案内申し上げます。本書はご契約お申込み時にお送りしている申込確認書及び重要事項説明書とともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

なお、変更後の電気需給約款（高圧）は2025年3月1日までに当社のWEBサイト等にて開示いたします。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。なお、既にご解約済みのお客さまが入れ違いで本書を受領された場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。

敬具

記

■変更の概要

当社は、以下記載の諸事項を変更いたします。各事項の詳細は、「■変更の内容」にてご確認くださいようお願い申し上げます。本書に記載されている変更の対象となるご契約は、以下「■お客さまのご契約情報」に記載のとおりとなります。

■お問い合わせ先

高圧カスタマーセンター 0120-506-205（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）

■変更の内容

安定供給維持費に係る kW 単価の値下げ変更について

当社は、電力の安定供給の確保のために当社が負担する容量拠出金について、その相当額をお客さまにご負担いただくものとして、電気料金の中で「安定供給維持費」をご請求させていただいております。

この度、この安定供給維持費について、当社の容量拠出金の負担額をもとに金額の見直しを行った結果、2025年4月の検針日以降の期間にお客さまが使用される電気の料金に関しまして、安定供給維持費の算出に適用するkW単価を、以下のとおり値下げ変更いたします。

	変更前	変更後
安定供給維持費単価	180.0 円/kW	80.0 円/kW

※ 安定供給維持費には、原則として基本料金の日割計算（各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定めるもの）を準用いたします。